

令和8年度秋田県犯罪被害者等支援推進会議 議事概要

日 時：令和8年7月29日（木） 午後2時00分～午後4時00分

場 所：議会棟大会議室

1 出席者

○秋田県犯罪被害者等支援推進会議委員（敬称略） 6名

西 野 大 輔 西野法律事務所（弁護士）

齋 藤 和 樹 秋田県被害者支援連絡協議会会長（公認心理師・臨床心理士）

安 部 有 紀 東京警察病院（助産師）

佐 藤 和 人 公益社団法人秋田被害者支援センター専務理事

小 笹 典 子 元日本赤十字秋田看護大学特任教授

石 川 武 秋田市市民相談センター所長

※利部委員、並木委員は所用により欠席。

○秋田県

生活環境部参事、県民生活課長、県民生活課、地域・家庭福祉課、

雇用労働政策課、建築住宅課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課、

総合教育センター、警察本部広報広聴課、警務課犯罪被害者支援室、

生活安全企画課、人身安全対策課、刑事企画課、捜査第一課、組織犯罪対策課、

交通企画課、交通指導課、運転免許センター

※長寿社会課、障害福祉課、医務薬事課は所用により欠席

2 秋田県生活環境部参事あいさつ

委員の皆様には日頃から県政の推進について、格別のご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

本年4月から第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画がスタートしている。

県では本計画に基づき、犯罪被害者が必要な時に必要な場所で適切な支援を途切れることなく受けられる社会と、県民理解による尊重と配慮がなされる安全・安心な社会を目指し、関係機関の皆様と連携しながら各種施策を推進している。

今年度から、どの窓口を訪れても必要な支援の輪につながる「多機関ワンストップサービス」の運用が開始されており、二次被害の防止と適切な支援につながる体制の拡充が図られている。また、県民の理解を深める活動として、6月に「犯罪被害を考える日」の啓発キャンペーンを実施した他、11月には犯罪被害者週間「県民のつどい」を開催する予定としている。

今後とも被害に遭われた方を県民全体で支える地域づくりを目指し、関係機関の皆様と連携を図りながら各種施策を総合的に推進していきたいと思っているので、皆様には引き続きご協力いただけるようお願い申し上げます。

本日の会議では、第4次基本計画の実施状況と評価について、及び第5次基本計画に

基づく支援施策の今後の取組についてご審議いただくこととしている。限られた時間ですが、忌憚のないご意見、ご提言をお願い申し上げます。

3 議 事

(1) 第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の令和7年度実施状況及び評価について

第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画で定めた県の支援施策について、資料に基づき、令和7年度の実施状況と自己評価等を説明。(略)

佐藤委員	令和7年度の成果と課題の評価について意見させていただきたい。 全体的に見ると、すべての自己評価が低く捉えられているのではないかと感じる。『良』が4項目とのことだが、まだまだ『良』の評価があっているのかなと感じる。5年間満遍なく成果が発揮されたと評価するのは難しいかもしれないが、評価が遠慮がちな感じがする。 資料3-2の(3ページ)『司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費の公的措置の周知』は、着実に件数が増加して定着していると感じる。また同じく(7ページ)『性犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実』についても、カウンセリングの回数の多さからも被害者の要望に十分応えていると思われるため、この2施策は可能であれば『可』から『良』に変更してもよいのではないかと感じた。
犯罪被害者 支援室	佐藤委員が感じた通り、県警察では大半の制度が定着しており、遺族へ説明し、要望があったものは現状すべて対応できている。またカウンセリングについても、県警察内のカウンセラーに要望があったものは、すべて対応している。 自己評価の基準について、記載の取組を実施していれば『可』とし、加点すべき要素があれば『良』とする認識のため、『可』と評価した。 要望すべてに対応できているという部分を加点すべき要素と判断すると、遺体搬送費の件とカウンセリングの実施は、『良』に自己評価を変更したい。
小笹委員	資料1について質問させていただきたい。 犯罪被害者の現状で、令和7年は2,647件の認知件数となっているが、うちその他2,446件について、件数が多く詳細が分からないことから上位3つの内容と件数を教えていただきたい。また社会問題になっている特殊詐欺について、この項目に追加して見てはどうかと思う。
刑事企画課 組織犯罪対 策課	令和7年、多い順に言うと、窃盗犯が1番多く1,540件、2番目に多いのが詐欺386件、3番目は器物損壊158件となっている。 ご要望の件は、事務局と相談し検討したいと思う。 令和8年の上半期の特殊詐欺の状況を説明します。 認知件数は県内で80件、前年同期と比較して4件減少している。

被害額は約 5 億 3000 万円、前年同期と比べ約 4800 万円減少しているが、依然として高い状況。

手口別に見ると、SNS 型投資詐欺、最近はニセ警察詐欺（警察手帳を見せてお金を騙し取るなど）がそれぞれ 15 件で全体の約 40% 弱を占める。架空料金請求詐欺と SNS 型ロマンス詐欺はそれぞれ 13 件。被害者の内訳は 60 代が 25 人、65 歳以上が 37 人（46.2%）であり、高齢者がターゲットになりやすい傾向にある。

西野委員 今の答弁について 1 つ確認ですが、窃盗 1,540 件とのことだが、資料 1 記載の表中、侵入盗・自動車盗などの 151 件を含んでの 1,540 件で間違いないか。

刑事企画課 151 件は含みません。

石川委員 資料 3-2、14 ページの高校教育課のところで「県内すべての県立高校に…」とあるが、秋田市には市立高校が 2 つ、場合によっては 3 つありますが、そちらとの連携はどうなっているのか。

高校教育課 市立学校とは連携が取れていない。
県立学校のみ対象として、事業展開している。

石川委員 19 ページの支援大学生ボランティア登録者数について、過去 5 年間の経過を見ると、令和 7 年度が一番多い（13 名）実績値だが自己評価は『可』である。設定当初の目標値はあったのか、また増加に向けてどのような募集をしているか。

犯罪被害者支援室 特に目標値は定めていない。
毎年各大学に募集要項を持参して募集をお願いしている。
警察には 3 つのボランティア（犯罪被害者支援、サイバー関係、少年関係）があり、合同で募集している。
犯罪被害者支援大学生ボランティアは概ね 10 名前後で募集し、応募してきた学生はできるだけすべての学生を採用するようにしている。
「犯罪被害を考える日」や「県民のつどい」などで一緒に広報活動を行ったり、イベント運営を手伝っている。
学生の頑張りに我々職員も刺激を受けており、この活動は毎年続けていきたいと思っている。

安部委員 資料 3-2 の（2 ページ）医療費等に係る公費負担制度の周知について、緊急避妊費用の件数と内訳はわかるか。

犯罪被害者支援室 令和 3 年度は 1 件、令和 4 年度は 4 件、令和 5 年度は 6 件、令和 6 年度は 12 件、令和 7 年度は 3 件の緊急避妊費用を支払っている。

安部委員 その数値は警察に相談した場合の数値と思うが、東京都だと警察に行けなかった時に都の助成でワンストップセンターが緊急避妊薬を提供する場合もあるが、秋田県はそのような制度はあるか。

県民生活課 県設置のあきた性暴力被害者サポートセンター「ほっとハートあきた」では、各種費用助成を行っている。緊急避妊措置や、薬局で購入できる緊急避妊薬もこの春から助成の対象とし、警察に被害届けを提出していない被害者も対象としている。

安部委員 医療機関との連携で、証拠採取キットの配置を進めるという部分について、都内では警察に行かないとどうしても被害証拠が取れないが、秋田県内は事前に産婦人科でキットを置いている病院はあるのか。

県民生活課 警察に被害届けを提出していない方の証拠採取は、残念ながら秋田県では対応していない。警察に被害届けの提出を促している。

捜査第一課 協力提携の産婦人科では採取キットを最初から配置し、警察に被害届けを提出する前でも、本人同意の下、先行で採取可能な環境は整えている。

齋藤委員 資料2の6ページ、県立リハビリテーション・精神医療センター等による相談支援について、令和7年の相談延べ件数が427件とあるが、これは犯罪被害で重度の高次脳機能障害を持った人の相談件数なのか、それともそれ以外の相談件数が含まれているのかという確認と「高次脳機能障害自体の認知度はまだ低い」という評価に対して、今後の対応策を何か考えているのかという2点について教えていただきたい。

県民生活課 本日、障害福祉課の担当者が欠席しているため、後日確認してお知らせしたい。

障害福祉課 **【後日回答】**
令和7年度の相談延べ件数は病気や脳外傷による相談となっている。
県立リハビリテーション・精神医療センターからは、令和7年度は犯罪被害によって高次脳機能障害を持った方からの相談はないと聞いている。
これまで犯罪被害者等の相談相手を明確に区分した集計は行っていないため、今後、計画の進捗状況を把握できるよう集計方法の見直しを検討したい。
また「高次脳機能障害自体の認知度はまだ低い」との評価に対しては、医療機関を含む地域の支援者及び当事者・家族を対象とする研修会を開催していきます。

(2) 令和8年度支援事業について

令和8年度犯罪被害者支援事業について、資料に基づき説明。(略)

小笹委員	資料3 ページ目の「県民のつどい」について要望です。 昨年初めて参加したが、関係機関の努力によって大変素晴らしい内容であった。しかし、一般参加の方が若干少ないように見えた。 資料3-2、17 ページを見ると、令和5年度は343人と非常に多い参加者数が挙げられている。 参加者が多かった年度を参考とするなどして、参加人数を増やす取り組みを検討いただきたい。
県民生活課	令和5年度の参加者数が多かった要因として、開催会場がアルヴェとし、1階のきらめき広場で広く展示を行うことができた。アルヴェを通りがかった方が下の展示スペースの観覧をきっかけに、上のホールで行われた講演への参加を促したという流れがあったと聞いている。 今年は「にぎわい交流館」の多目的ホールで最大240名収容と、去年より広めの会場となっています。また10月にはバスケットボールのハピネッツの開幕戦の会場で、当ブース設置の協力を得ており、ハピネッツの観客にも来場を呼びかけるなど、今年も工夫して来場者増加に向けて取り組んでいきます。
西野委員	最近、特に若い人はスマホやSNSで情報を得ることが多いと思うが、実際に相談された方に対して、「ほっとハートあきた」を知るきっかけになったツールを確認するなど、アンケート等で確認しているか。
県民生活課	相談者の方にどこで知りましたかと聞くようにしているが、相談の状況によっては聞くことができない場合もあるため、全員からは把握できていない。何で知ったかという部分は、データとして集計している。
齋藤委員	ほっとハートあきたのリーフレットについて、性暴力とは何か、心や体にどんな影響が起こるか、どこに相談すればいいかなどが非常に詳しく書かれており、とてもよくできたリーフレットだと思う。 若い人たちはすぐSNSやインターネットに頼ってしまうが、先般はチャットGPTに間違った相談先を教えられるような事案もありました。 どこに相談できるかというのはすごく大事なことで、こういったリーフレットを使った教育を、ぜひとも学校教育の中でも行っていただきたい。
義務教育課	学校においてSNSの出し方教育や情報モラル教育、デートDV防止教室などと組み合わせて、ホームルームや学年集会などの機会にパンフレットを渡しながら指導をしている。

(3) その他

最後に、全体を通してこれまで実施した県の支援施策等についての意見等を伺った。

佐藤委員

今年から第5次計画がスタートし、新しい施策として「多機関ワンストップサービス」が始まった。

県から当被害者支援センターの方に業務委託されており、新しく採用されたコーディネーターが各市町村の窓口担当者の方々へ説明に行っている。早めにこのサービスが定着していけばいいなと考えている。

小笹委員

第5次計画の「生命の安全教育の推進」に関連して、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等を防ぐための教育の推進が新たに取り上げられた。毎年度末に行う学校保健安全調査等において、命の教室や情報モラル教育などが、どの程度推進しているかという調査項目を追加すれば、学校現場も推進していかなければならないと言う機運につながるので、連携して取り組んでもらいたい。

義務教育課

命の大切さについては道徳の授業の中で実施している。

SNSと情報モラル教育の推進では、毎年「スマートフォンとインターネット利用実態調査」を児童生徒向け・学校向けに実施している。

学校向けの調査の中で、情報モラル教育の実施状況によれば、ほぼ100%の学校が実施している。

結果は、県のホームページに掲載しているので、ご覧いただきたい。

高校教育課

高校もほぼ全ての学校でSNSの情報モラル教育を実施している。

1年生入学時に警察の方から具体的な事例を紹介するなど定着できているのではないかと考えている。

また入学式等の際、保護者向けにも情報提供し、家庭と連携して取り組んでいる。

石川委員

市町村職員のスキルアップ研修会について、大変有意義な事業だと思っている。

秋田市でも独自に担当職員向けの研修会を行っており、実施時には各関係機関の方々のお力添えをお願いします。

西野委員

多機関ワンストップサービスですが、まだ秋田では事例がないと聞いている。件数が少ないと利用されないまま形だけあるということにもなりかねないので、複数機関で相談の必要性があると少しでも感じた案件は、コーディネーターのところへ相談に行ってもらうなど、まず動かしてみるということも必要ではないかと思います。

齋藤会長

今回、委員の方々からいただいた意見や要望については、事務局の方で十分検討してください。



令和 8 年 7 月 29 日（水）開催
秋田県議会棟「大会議室」



生活環境部 高橋参事 あいさつ



出席の委員の皆さま



オンラインによる参加の委員



第 4 次基本計画令和 7 年度実施状況説明



第 5 次基本計画令和 8 年度事業説明



委員の方々による質疑



関係部からの答弁



議案審議すべて終了により、会議閉会